



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当 日 が 県 の 休 日 に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 区営土地改良事業施行の適当の決定（村づくり計画課） 1
- 区営土地改良事業計画変更の適当の決定（村づくり計画課） 1
- 民有保安林の指定の予定（森林管理課） 2
- 公共下水道の県代行工事の開始（下水道課） 2

公 告

- 建設業者の許可の取消し（技術・建設業課） 2
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課） 4
- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（警察本部子供・女性安全対策課） 5
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（警察本部子供・女性安全対策課） 6

公安委員会事項

- 警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定の実施 8

告 示

沖縄県告示第377号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、今帰仁村土地改良区から申請のあった勢理客地区土地改良事業（農業用用排水施設）の施行について、平成29年7月6日その申請を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年7月18日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書及び定款の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成29年7月19日から同年8月16日まで
- 3 縦覧に供する場所 今帰仁村役場
- 4 その他 この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

沖縄県告示第378号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、今帰仁村土地改良区から申請のあった今帰仁村土地改良区地区土地改良事業（農業用用排水施設・農業用道路）計画の変更について、平成29年7月6日その申請を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年7月18日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業変更計画書及び定款の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成29年7月19日から同年8月16日まで

3 縦覧に供する場所 今帰仁村役場

4 その他 この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

沖縄県告示第379号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成29年7月18日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1(1) 指定予定保安林の所在場所 島尻郡座間味村字阿真浜脇528番4（次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 潮害の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定予定保安林の所在場所 島尻郡座間味村字阿真浜脇528番4（次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 公衆の保健

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。）

沖縄県告示第380号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第15条第1項の規定により、次のとおり公共下水道の幹線管渠等の設置に関する工事を行う。

平成29年7月18日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

公共下水道の名称	工事の区域	工事の内容	工事の開始年月日
特定環境保全公共下水道 (大宜味村塩屋処理区)	大宜味村字塩屋1306番67	終末処理場の増設	平成29年7月19日

公 告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

平成29年7月18日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1(1) 処分をした年月日 平成29年6月5日
(2) 商号名 一興業
(3) 代表者名 伊吉一
(4) 所在地 豊見城市字金良267番地1
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-27）第12931号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成29年5月2日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 2(1) 処分をした年月日 平成29年6月6日
(2) 商号名 有限会社徳吉組
(3) 代表者名 徳吉哲正
(4) 所在地 南城市大里字稻嶺2056番地11
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（特-28）第5443号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成29年5月22日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 3(1) 処分をした年月日 平成29年6月6日
(2) 商号名 有限会社大光通信
(3) 代表者名 高江洲康元
(4) 所在地 南城市大里字古堅842番地2
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-24）第5052号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成29年5月23日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 4(1) 処分をした年月日 平成29年6月6日
(2) 商号名 株式会社シンセイ
(3) 代表者名 當眞嗣生
(4) 所在地 宜野湾市大山七丁目4番6号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-24）第11249号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成29年5月23日付けで、建設業法第12条に基づき電気工事業を廃止した旨の届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 平成29年6月6日
(2) 商号名 株式会社沢建設
(3) 代表者名 賀教稔
(4) 所在地 宜野湾市真志喜三丁目14番9号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-28）第8165号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業及び造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成29年5月26日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業及び造園工事業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 平成29年6月8日
(2) 商号名 上江洲建設
(3) 代表者名 上江洲正喜
(4) 所在地 沖縄市宮里四丁目10番3号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-25）第12436号、沖縄県知事 許可（般-26）第12436号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成29年5月10日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

- 7(1) 処分をした年月日 平成29年6月13日
 (2) 商号名 玉城組
 (3) 代表者名 玉城勇
 (4) 所在地 読谷村字都屋134番地2
 (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-26) 第1855号
 (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 (7) 処分の原因となった事実 平成29年5月18日付で、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 平成29年6月13日
 (2) 商号名 未来電気設備
 (3) 代表者名 仲盛哲治
 (4) 所在地 嘉手納町字水釜372番地2
 (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-26) 第12490号
 (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 (7) 処分の原因となった事実 平成29年5月18日付で、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 平成29年6月16日
 (2) 商号名 宮古テレビ株式会社
 (3) 代表者名 藤村明憲
 (4) 所在地 宮古島市平良字東仲宗根968番地9
 (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-26) 第11703号
 (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 (7) 処分の原因となった事実 平成29年5月29日付で、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 10(1) 処分をした年月日 平成29年6月16日
 (2) 商号名 株式会社琉球経済開発
 (3) 代表者名 永山正人
 (4) 所在地 浦添市仲間一丁目23番5号
 (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-26) 第12478号
 (6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、熱絶縁工事業、建具工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 (7) 処分の原因となった事実 平成29年5月31日付で、建設業法第12条に基づき土木工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、熱絶縁工事業、建具工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年7月18日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年7月13日 沖縄県指令土第572号、平成29年7月4日 沖縄県指令土第511号（変更）
 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字宮城当川原443番1ほか7筆
 3 公共施設の種類、位置及び区域
 (1) 種類 道路、下水道
 (2) 位置及び区域 次の図のとおり
 （「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供す

る。)

- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 那覇市銘苅3丁目6番15号1階 株式会社ガーデン 代表取締役 田港朝之
5 検査済証番号 平成29年7月6日 第4390号
6 工事完了年月日 平成29年4月28日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

平成29年7月18日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 調達する物品等の種類 沖縄県警察人身安全情報管理システム等（以下「人身安全システム等」という。）の賃貸借
2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
(1) 営業年数が平成29年4月1日現在において5年以上であること。
(2) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるもの額が500万円以上であること。
(3) 従業員の数が5人以上であること。
(4) 電気通信機器類等（電気通信機器類、OA機器類及びアプリケーションソフト類をいう。以下同じ。）の賃貸又は販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有していること。
3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
4 申請の方法等
(1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
ア 一般競争入札参加資格登録申請書
イ 法人にあっては、登記事項証明書
ウ 個人にあっては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近2年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類
カ 電気通信機器類等の賃貸又は販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有することを証する書類
(2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所で配付
イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県警察本部生活安全部子供・女性安全対策課
〒900-0021 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-862-0110（内線3431～3437）
(3) 申請書等の受付期間 平成29年7月25日（火曜日）から同年8月14日（月曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）とし、受付時間はそれぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。
(4) 申請書等に使用する言語及び通貨
ア 言語 日本語
イ 通貨 日本国通貨
5 入札参加資格の審査結果 直接又は郵便により通知する。
6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から平成30年3月31日（土曜日）までとする。
7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
(1) 商号又は名称
(2) 住所又は所在地
(3) 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）

- (4) 使用印鑑
- (5) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
- (6) 電話番号

8 入札参加資格の取消し等

- (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
- (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。

9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する人身安全システム等の賃貸借に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成29年7月18日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 沖縄県警察人身安全情報管理システム等（以下「人身安全システム等」という。）の賃貸借 一式
- (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入の期限 平成30年2月28日（水曜日）
- (4) 納入の場所 入札説明書及び仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段

- (1) 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
 - ア 平成29年7月18日付け沖縄県公報定期第4561号登載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による人身安全システム等の賃貸借に係る入札参加資格を有すると認められた者
 - イ 人身安全システム等の構築及び設定を円滑に行うことできること並びに当該人身安全システム等に障害が発生した場合において、通報後4時間以内に技術者を派遣し対応ができることを証明した体制証明書を平成29年8月14日（月曜日）午後6時までに3(2)の場所に提出した者
 - ウ 経済産業省が認定している国家資格又は民間で認定している資格のうち、ネットワーク技術に関する資格取得者（以下「ネットワーク技術者」という。）を有している者
 - エ Microsoft社が認定したMicrosoft SQL Server関連の資格取得者又は発注者が認めたデータベース関連の資格取得者（以下「データベース技術者」という。）を有している者
 - オ Microsoft Windows Server 2008関連のMCP認定資格取得者又はこれと同等の資格があると発注者が認めた者（以下「MCP認定技術者」という。）を有している者
 - カ 人身安全システム等に関する知識を有する技術者（以下「専任技術者」という。）を2名以上有し、専任技術者がネットワーク技術者、データベース技術者及びMCP認定技術者の指示の下、人身安全システム等を円滑に保守することができる体制を確保できることを証する書類を平成29年8月14日（月曜日）午後6時までに3(2)の場所に提出した者
 - キ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が定めるプライバシーマーク及び情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度の認証を取得している者
- (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所で配付

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

- (1) 時期 平成29年7月25日（火曜日）から同年8月14日（月曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時30分から午後6時まで
- (2) 場所 沖縄県警察本部生活安全部子供・女性安全対策課 〒900-0021 那覇市泉崎1丁目2番2号
電話番号098-862-0110（内線3431～3437）

4 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 この公告の日から平成29年8月25日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時30分から午後6時まで
(2) 場所 沖縄県警察本部警務部会計課（10(2)の場所）

5 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 平成29年8月28日（月曜日）午後2時
(2) 場所 沖縄県警察本部庁舎4階会計課入札室

6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までに沖縄県警察本部庁舎4階会計課に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
(2) 過去2年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

7 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
(2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
(3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
(4) 入札書の表記金額を訂正した入札
(5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
(6) 入札条件に違反した入札
(7) 連合その他不正の行為があった入札
(8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

8 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 この公告の日から平成29年8月14日（月曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時30分から午後6時まで
(2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたもの落札者とする。
(2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わぬもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に係のない職員にくじを引かせるものとする。

10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (1) 名称 沖縄県警察本部警務部会計課
(2) 所在地 〒900-0021 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-862-0110（内線2242）

11 契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
(2) 通貨 日本国通貨

12 その他必要な事項

- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。
電報及び電送による入札は、認めない。
(2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
ア 期限 平成29年8月25日（金曜日）午後6時
イ 方法 簡易書留郵便により10(2)の場所に郵送すること。
(3) 入札説明会の日時及び場所
ア 日時 平成29年7月25日（火曜日）午後2時
イ 場所 沖縄県警察本部庁舎4階403会議室

- (4) 最低制限価格 設定しない。
 (5) その他 詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be procured
 Lease of devices for Okinawa Prefectural Police Personal Safety Information Management System:1 set
- (2) Characteristics of the products to be procured
 Refer to the bid instruction and the specification document.
- (3) Pre-bid meeting
 Date and time:14:00 Tuesday, July 25, 2017
 Place:Conference Room 403, 4th Floor of Okinawa Prefectural Police HQ bldg.
- (4) How to submit the bid document
 Due date and time:14:00 Monday, August 28, 2017
 Place:Bidding Room of Finance Division, 4th Floor of Okinawa Prefectural Police HQ bldg.
 *We do not accept bid documents sent by telegrams or electrical transmissions.
- (5) How to submit the bid document by postal service
 Due date and time:18:00 Friday, August 25, 2017
 Handling division:Finance Division, Police Administration Department, Okinawa Prefectural Police HQ
 Location:1-2-2 Izumizaki, Naha City, Okinawa Prefecture, 900-0021 Japan
 Phone:098-862-0110(Ext. 2242)
 *The bid document must be delivered by registered mail to the handling division.
- (6) Bid opening
 Date and time:14:00 Monday, August 28, 2017
 Place:Bidding Room of Finance Division, 4th Floor of Okinawa Prefectural Police HQ bldg.
- (7) Handling division
 Organization:Finance Division, Police Administration Department, Okinawa Prefectural Police HQ
 Location:1-2-2 Izumizaki, Naha City, Okinawa Prefecture, 900-0021 Japan
 Phone:098-862-0110(Ext. 2242)

公安委員会事項

沖縄県公安委員会告示第135号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定（以下「検定」という。）を次のとおり実施する。

平成29年7月18日

沖縄県公安委員会

1 検定の種別、級、実施期日、場所等

種 別	級	定員	実 施 期 日	場 所
交通誘導警備業務	1 級	10人	平成29年10月28日（土曜日） 午前10時から午後6時まで	豊見城市字豊崎3番22 沖縄県警察運転免許センター
	2 級	10人		

2 検定の方法 学科試験及び実技試験により行うものとする。検定においては、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

3 試験科目

- (1) 1級の検定に係る科目

ア 学科試験科目

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関する事。
- (ウ) 車両等の誘導に関する事。
- (エ) 交通誘導警備業務の管理に関する事。
- (オ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事。

イ 実技試験科目

- (ア) 車両等の誘導に関する事。
- (イ) 交通誘導警備業務の管理に関する事。
- (ウ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事。

(2) 2級の検定に係る科目**ア 学科試験科目**

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関する事。
- (ウ) 車両等の誘導に関する事。
- (エ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事。

イ 実技試験科目

- (ア) 車両等の誘導に関する事。
- (イ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事。

4 受検資格

- (1) 1級の検定の受検資格 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員であつて、次のいずれかに該当するもの
 - ア 検定を受けようとする警備業務の種別について、2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であるもの
 - イ 公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者
- (2) 2級の検定の受検資格 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員

5 受検申請手続

- (1) 受付期間 1級及び2級の検定の受付期間及び受付時間は、平成29年7月24日（月曜日）から同月28日（金曜日）までのそれぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。ただし、定員に達した場合は、申請受付期間内であっても受付を締め切ることがある。
- (2) 申請に必要な書類
 - ア 検定申請書 1通
 - イ 添付書類
 - (ア) 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員であることを疎明する書面
 - (イ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2葉
 - (ウ) 1級の検定を受検しようとする者にあっては、4(1)のア又はイに掲げる者に該当することを疎明する書面
- (3) 提出先
 - ア 沖縄県内に住所地を有する者 申請者の住所地を管轄する警察署又はその者が属する沖縄県内の営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課（係）
 - イ 沖縄県外に居住する者 申請者が属する沖縄県内の営業所を管轄する警察署の生活安全課（係）
- (4) 申請の際には、(2)に掲げる申請に必要な書類を持参の上、(3)の提出先に申請者本人が提出すること。
郵送による申請及び本人以外の者が行う申請は受け付けない。
- (5) 検定手数料 手数料14,000円は、沖縄県証紙により、検定申請書提出時に納付すること。既納の手数

料は、還付しない。

6 その他

- (1) 検定当日は、午前9時30分から午前9時50分までに沖縄県警察運転免許センターで、受付を終えること。
- (2) 検定当日は、受検票、筆記用具及び警笛を持参すること。なお、受検票は、受検申請受付時に申請者に交付する。
- (3) 検定についての問合せ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話番号 (098) 862-0110 (内線3032又は3034) 又は沖縄県内の最寄りの警察署の生活安全課 (係)

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074

印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号
--